別記第１号様式（第１条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 毒物劇物 | | | 製造業  輸入業 | 登録申請書 |
| 製造所(営業所) | 所在地 |  | | |
| 名称 |  | | |
| 製造(輸入)品目 | 類別 | 化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量) | | |
|  |  | | |
| 備考 |  | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記により、毒物劇物の | 製造業  輸入業 | の登録を申請します。 |

　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | 法人にあつては、主たる事務所の所在地 |  |
| 氏名 | 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 |  |

　都道府県知事　殿

　(注意)

　　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

　　2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

　　3　製造（輸入）品目欄には、次により記載すること。

　　　(1)　類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。

　　　(2)　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

　　　(3)　原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。

　　　(4)　製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。

　　　(5)　品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第４号様式（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 毒物劇物 | 製造業  輸入業 | 登録更新申請書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録番号及び登録年月日 |  | |
| 製造所(営業所) | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 製造(輸入)品目 | 類別 | 化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量) |
|  |  |
| 毒物劇物取扱責任者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 備考 |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記により、毒物劇物の | 製造業  輸入業 | の登録の更新を申請します。 |

　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | 法人にあつては、主たる事務所の所在地 |  |
| 氏名 | 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 |  |

　都道府県知事　殿

　(注意)

　　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

　　2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

　　3　製造（輸入）品目欄には、次により記載すること。

　　　(1)　類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。

　　　(2)　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

　　　(3)　原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。

　　　(4)　製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。

　　　(5)　品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

　　　(6)　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤について登録の更新を行う場合は、当該登録の更新前までに製造（輸入）した実績のある有機シアン化合物の品目（化学名）の全てを別添として提出すること。

別記第10号様式（第10条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 毒物劇物 | 製造業  輸入業 | 登録変更申請書 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録番号及び登録年月日 | |  | |
| 製造所(営業所) | 所在地 |  | |
| 名称 |  | |
| 新たに製造(輸入)する  品目 | | 類別 | 化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量) |
|  |  |
| 備考 | |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記により、毒物劇物の | 製造業  輸入業 | の登録の変更を申請します。 |

　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | 法人にあつては、主たる事務所の所在地 |  |
| 氏名 | 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 |  |

　都道府県知事　　殿

(注意)

　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

　2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

　3　新たに製造（輸入）する品目欄には、次により記載すること。

　　(1)　類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。

　　(2)　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

　　(3)　原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。

　　(4)　製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。

　　(5)　品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。